

令和2年度の介護保険料の段階と区分(65歳以上の方、第1号被保険者)

所得段階	区分	保険料率	保険料年額
第1段階	・生活保護を受けている方 ・中国残留法人等の支援給付を受けている方 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下等	基準額 × 0.27	19,000
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円超で120万円以下の方等	基準額 × 0.35	24,600
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方等	基準額 × 0.61	43,000
第4段階	本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等(世帯に住民税課税者がいる)	基準額 × 0.83	58,500
第5段階	本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方等(世帯に住民税課税者がいる)	基準額 × 1.00	70,500
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方等	基準額 × 1.15	81,100
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上で200万円未満の方等	基準額 × 1.28	90,300
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上で300万円未満の方等	基準額 × 1.50	105,800
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上で400万円未満の方等	基準額 × 1.62	114,300
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上で600万円未満の方等	基準額 × 1.88	132,600
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上で800万円未満の方等	基準額 × 2.16	152,400
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上で1,000万円未満の方等	基準額 × 2.30	162,200
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上で2,000万円未満の方等	基準額 × 2.45	172,800
第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が2,000万円以上	基準額 × 2.60	183,400

第1段階～第5段階の「合計所得金額」は税法上の合計所得金額から分離譲渡所得の特別控除と公的年金等の雑所得を差し引いた額に、第6段階～第14段階の「合計所得金額」は税法上の合計所得金額から分離譲渡所得の特別控除を差し引いた額になります。